

岩沼市復興推進計画

令和元年6月14日

宮城県岩沼市

1. 計画の区域

岩沼市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大規模の地震であり、岩沼市においても、死者181名、行方不明者1名、家屋被害5,428戸という過去に例を見ない極めて甚大な被害が生じた。

このような中で、本市経済の迅速な復興を図るため、本市の中核的産業を担う企業の設備投資を支援することで、立地企業の競争力強化を促進し、市民生活の安定と地域経済の活性化を図るとともに新たな雇用機会を創出することを当該計画の目標とする。

3. 計画の目標のために推進しようとする取組の内容

雇用機会の創出を図るため、本市の中核的な産業である食料品製造業について、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する株式会社にしき食品（以下「対象事業者」という。）が、本市空港南地区内においてレトルト食品製造工場を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における食料品製造業は、市内の製造業の製造品出荷額において第4位の地位を占める中核的な産業である。また、本事業は、本市の食料品製造業における製造品出荷額の約40%を占める対象事業者が実施するものである。

したがって、本事業は、地域において大きな経済効果や雇用効果を創出し、目標に掲げた「立地企業の競争力強化を促進し、市民生活の安定と地域経済の活性化を図るとともに新たな雇用機会を創出する」ことを達成するために必要かつ有効な事業であるとともに、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社常陽銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市の食料品製造業の主要企業となる対象事業者が新たに工場を稼働させることに伴い、本市における食料品製造業の売上高の増加とともに、地元企業との取引拡大などの経済効果が期待されるほか、地域の雇用創出も見込まれる。

これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出など地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項の規定に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、岩沼市、岩沼市商工会、株式会社常陽銀行、対象事業者を構成員に含む岩沼市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。